

【参考】 学校感染症と出席停止期間について（令和5年5月 学校保健安全法施行規則一部改正）

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	治癒するまで出席停止
-----	--	------------

	病名	主な症状	出席停止期間
第2種	インフルエンザ	悪寒、頭痛、高熱、関節や筋肉の痛み 全身倦怠感、咳・鼻水・のどの痛み	発症したのち5日を経過し、かつ、熱が下がった後2日を経過するまで
	百日咳	激しい咳が続く	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	発熱、咳・くしゃみ、鼻水・目やに 口腔内に白い発疹 全身に広がる発疹	熱が下がった後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳の下部の腫れと痛み (飲食時や押すと痛む)	耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫れが発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん (3日はしか)	発熱・全身にバラ色の発しん リンパ節の腫れ	発しんが消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	発しん (紅斑→水疱→膿疱→かさぶた・かゆみ)	すべての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	高熱、のどの痛み、頭痛 食欲の低下、目の充血・目やに	主な症状がなくなった後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス 感染症	のどの痛み、鼻水、鼻づまり 倦怠感、発熱、筋肉痛	発症したのち5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	倦怠感、微熱、寝汗、咳	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	発熱、頭痛、嘔吐	

第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	症状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
-----	---	------------------------------------